

漁業法（昭和２７年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和４０年２月１０日徳島県規則第５号）第３条第１項第７号に掲げる刺網漁業につき、徳島県漁業調整規則第１０条第１項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
１	なまこ漁業	操業区域（別記１の操業区域をいう。以下同じ。）の１	１１月１日から４月３０日	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	７	県内に住所を有する者
２	なまこ漁業	操業区域の２	１１月１日から４月３０日	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	１	県内に住所を有する者
３	なまこ漁業	操業区域の３	１１月１日から４月３０日	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	６	県内に住所を有する者
４	なまこ漁業	共同漁業権共第５０号の漁場区域	１１月１日から４月３０日	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	３	県内に住所を有する者
５	なまこ漁業	操業区域の４	１１月１日から４月３０日	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	１３	県内に住所を有する者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

１ なまこ漁業（操業区域の１）

令和8年9月7日から同年10月16日まで

- 2 なまこ漁業（操業区域の2）
令和8年9月7日から同年10月16日まで
- 3 なまこ漁業（操業区域の3）
令和8年9月7日から同年10月16日まで
- 4 なまこ漁業（共同漁業権共第50号の漁場区域）
令和8年9月7日から同年10月16日まで
- 5 なまこ漁業（操業区域の4）
令和8年9月7日から同年10月16日まで

別記1 操業区域

- 1 板野郡松茂町沿岸（ただし、共同漁業権漁場区域及び別記2の禁止区域は除く。）
- 2 徳島市沿岸（ただし、共同漁業権漁場区域及び別記2の禁止区域は除く。）
- 3 共同漁業権共第43号の漁場区域を含む徳島市沿岸（ただし、記載以外の漁業権漁場区域及び別記2の禁止区域は除く。）
- 4 次の基点共第84号、イ、ロ、ハ及び共第87号の各点を順次に結んだ4直線並びに基点共第85号と派川那賀川右岸同流定基部とを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、共同漁業権第60・62号の漁場区域及び別記2の禁止区域は除く。）
基点共第83号 阿南市那賀川町中島那賀川左岸0.0キロメートルキロ杭
基点共第84号 阿南市辰己町通称開拓地東北端
基点共第85号 阿南市辰己町派川那賀川左岸導流堤基部
基点共第87号 阿南市畷町亀崎通称亀崎突端
基点共第88号 阿南市畷町亀崎通称白石西北端
イ 基点共第83号から基点共第84号見通し線上の阿南市那賀川町、辰己町界
ロ 基点共第83号から115度、1,700メートルの点
ハ 基点共第88号から354度30分、500メートルの点

別記2 禁止区域

- (1) 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島海域
ア 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
イ 香川県東かがわ市翼山頂上
- (2) 次のア、イ及びウを順次に結んだ二直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域
ア 兵庫県南あわじ市丸山埼西端

- イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
 - ウ 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
 - エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端
 - オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点
 - カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから千メートルの点
 - キ 徳島県鳴門市大磯埼東端
- (3) 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 徳島県鳴門市大磯埼東端
 - イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから千メートルの点
 - ウ 徳島県小松島市根井鼻東端
 - エ 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）北端
- (4) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ七直線とケ、コ及びサを順次に結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端
 - イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から五百メートルの点
 - ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点
 - エ 徳島県阿南市三ツ石頂上
 - オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ直線との交点
 - カ 徳島県阿南市裸島頂上
 - キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点
 - ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端
 - ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端
 - コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点
 - サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点
- (5) 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から三千メートルの距離の線以内の海域
- (6) 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深三百メートル以浅の海域